

《水沢税務署からのお知らせ》

水沢税務署では、国税庁の「内部事務のセンター化」に伴いまして、以下の通りに業務内容が変更になります。

◇令和7年7月10日以降の内部事務は“業務センター”へ集約されます。

各国税局及び沖縄国税事務所において、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

➤ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

● e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。

● 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。

➤ 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。

➤ 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

➤ 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

➤ 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

内部事務のセンター化の対象署	拠点の名称	書面で申告書等を提出する場合の 郵送先住所 ^(※2)
盛岡、宮古、水沢、花巻、 久慈、釜石、二戸	仙台国税局業務センター 盛岡分室	〒020-0866 盛岡市本宮2丁目1-3 川崎ビル 仙台国税局業務センター盛岡分室

注 下線太字は、令和7年7月より、新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署や、新たに設置を予定している拠点を示す。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務(申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など)を、専担部署(業務センター)で集約処理する取組です。

(※2) 令和7年7月10日以降、移転後の住所となります。

◇令和7年7月から署内の資産税事務担当職員が“無配置”になります。

資産課税事務については限られた人的資源で、より効率的な事務運営を展開するため、隣接署の資産課税担当職員を特定の署に集中配置し、集中配置された職員が、当該資産課税担当職員を集中配置した署(以下「集中配置署」という。)と職員を無配置とした署(以下「無配置署」という。)の資産課税事務を処理することにより、効果的・効率的な事務運営の実施を図ることとしています。

水沢税務署は、令和7年7月から無配置署になり、花巻税務署が集中配置署になります。

このことにより、現在、事前予約により実施している税務相談や税務調査は、花巻税務署職員が行うことになります。

● 岩手県内の令和7年7月から実施する署は以下のとおりです。

集中配置署	無配置署
盛岡署	久慈署、二戸署
花巻署	水沢署
釜石署	宮古署、大船渡署

(注) 1 下線は、令和7事務年度から新たに実施する署を示す。

2 久慈署については、集中配置署を現在の八戸署から盛岡署に変更する。

【問い合わせ先】

水沢税務署 TEL:0197-24-5111 ※音声案内で「2番」を選択してください。